

議第二十三号議案

埼玉県議会議員の議員報酬及び期末手当の額の特例に関する条例

(埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の特例)

第一条 埼玉県議会議員の議員報酬の額は、埼玉県議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例(昭和二十二年埼玉県条例第十四号)第二条の規定にかかわらず、同条の規定による議員報酬の額からその百分の二十に相当する額を減じた額とする。

(日割計算等)

第二条 前条の規定による議員報酬は、この条例の施行の日から支給する。

2 前項の規定により議員報酬を支給する場合、月の初日から支給するとき以外の場合は、その議員報酬の額は、日割りによって計算する。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例は、令和二年十二月三十一日限り、その効力を失う。

令和二年十月六日提出

埼玉県議会議員

岡	金	岡	平	柿	八	杉	江	松	並	石	井	醍	鈴
重	桃	ゆ	大	貴	朋	茂	久	喜	正	忠	航	清	正
夫	子	り	佑	志	弘	実	美	浩	年	義			人

提案理由

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の現下の厳しい社会経済情勢に鑑み、県議会議員の議員報酬及び期末手当の額を減額する特例を定めたいので、この案を提出するものである。